

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31年 3月 11日

申請者 氏名又は名称 株式会社オクシン
 住所 637-0093 奈良県五條市田園一丁目19番地の8
 代表者氏名 代表取締役 奥田信広
 電話番号 0747-24-0090
 FAX番号 0747-22-3020
 メールアドレス okushin@sky.plala.or.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第 1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 31 年 3 月 11 日

申請者 氏名又は名称 株式会社オクシン

住 所 〒637-0093
奈良県五條市田園一丁目19番地の8

代表者氏名 代表取締役 おくだのぶひろ 奥田信広 印
電話番号 0747-24-0090

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 <small>おくだ のぶひろ</small> 奥田 信広	
取締役 <small>おくだ もとこ</small> 奥田 素子	
取締役 <small>おくだ はるか</small> 奥田 陽香	
監査役 <small>てらだ あきお</small> 寺田 明夫	
事業の範囲	水道施設工事請負・管工事請負
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株 式 会 社 オ ク シ ン
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 637-0093 住所 奈良県五條市田園一丁目19番地の8 電話番号 0747-24-0090 F AX番号 0747-22-3020 メールアドレス okushin@sky.plala.or.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
奥田 信広 森岡 博文	第296141号 第298165号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成31年 3月 11日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	2	
	パイプカッター	1301P2(C2カッター C-2W) (6~50mm用)	1	
	”	MCC100DL (10~100mm)	1	
	”	REX80DX	1	
	塩ビカッター	VC-42ED (13mm~25mm)	2	
	電子セーパーソー	CR10V	1	
	ロータリーバンドソー	MBS12 (120mm)	1	
管の加工用機械器具	パイプベンダー	1/4" ~7/8"	1	
	やすり	組やすり5本組	2	
	パイプねじ切り器	MCC100DL REX80DX	1 1	
管の接合用機械器具	トーチランプ	ガスボンベ式	3	
	パイプレンチ	13~120mm	3	
	ラチェットスパナ		3	
水圧テストポンプ	手動式テスト	T-50KP	1	
	電動テスト	KY20	1	
	エンジン水圧テスト	JCE1408 (14mpa)	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 31 年 3 月 / / 日

申請者

氏名又は名称 株式会社オクシン

住 所 奈良県五條市田園一丁目19番地の8

代表者氏名 代表取締役 奥田信広 印

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県五條市田園一丁目19番地の8
株式会社オクシン

会社法人等番号	1500-01-015732	
商号	株式会社オクシン	
本店	奈良県五條市木ノ原町215番地	
	奈良県五條市田園一丁目19番地の8	平成19年 6月11日移転 ----- 平成19年 6月13日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成12年7月3日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木建築工事の設計施工及び請負 2. 造園、緑化工事の企画、設計施工及び請負 3. とび、土工工事請負 4. さく井工事請負 5. 管工事請負 6. 水道施設工事請負 7. 前各号に付帯する一切の事業 	
発行可能株式総数	3200株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 奥田 信 広	平成27年 9月25日重任 ----- 平成27年10月 1日登記

奈良県五條市田園一丁目19番地の8
株式会社オクシン

	取締役 奥田素子	平成27年 9月25日重任 平成27年10月 1日登記
	取締役 奥田陽香	平成27年 9月25日就任 平成27年10月 1日登記
	奈良県五條市田園一丁目19番地の8 代表取締役 奥田信広	平成27年 9月25日重任 平成27年10月 1日登記
	監査役 寺田明夫	平成27年 9月25日重任 平成27年10月 1日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成27年10月 1日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記	
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成16年 9月 7日移記	

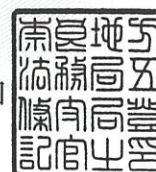
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

平成31年 3月 1日

奈良地方法務局五條支局
登記官

橋本浩和



株式会社オクシン 定款

(商 号)

第1条 当社は、株式会社オクシンと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 土木建築工事の設計施工及び請負
- 2 造園、緑化工事の企画、設計施工及び請負
- 3 とび、土工工事請負
- 4 さく井工事請負
- 5 管工事請負
- 6 水道施設工事請負
- 7 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を奈良県五條市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載する。

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、3, 200株とする。

(株券の発行)

第6条 当社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(基 準 日)

第8条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(招 集)

第9条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

- ② 株主総会を招集するときは、会日の1週間前までに各株主に対してその通知を発する。

(招集権者及び議長)

第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(議決権の代理行使)

第11条 株主が、代理人により議決権を行使する場合には、その代理人は会社の議決権ある株主1名に限る。

- ② 前項の場合において、株主又は代理人は総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第12条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(株主総会の議事録)

第13条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(取締役の員数)

第14条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任・解任)

第15条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。
- ④ 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(取締役の任期)

第16条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者または他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の設置)

第17条 当社は取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第18条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第19条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第20条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第21条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第22条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役の報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(監査役の設置)

第25条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第26条 当社の監査役は、2名以内とする。

(監査役の任期)

第27条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(補欠監査役の任期)

第28条 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(業務執行)

第29条 社長は会社の業務を統括し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第32条 当会社は、株主総会の決議によって、毎営業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当の除斥期間)

第33条 剰余金の配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第34条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

この定款は原本の写しに

相違ありません。

平成27年 9月20日

奈良県五條市田園一丁目19番地の8

株式会社 オクシン

代表取締役 奥田信広



平成31年3月11日

〒637-0093

奈良県五條市田園1丁目19-8

株式会社 オクシン

代表取締役 奥田信広



第二九六一四一号

給水装置専任技術者免状

本籍 奈良県

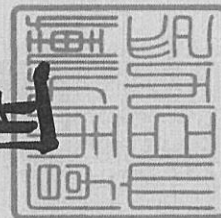
氏名 奥田 信広

昭和三十七年三月一日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置専任
技術者免状を交付する。

平成三十一年一月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠



第二九八一六五号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

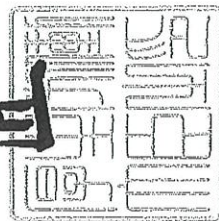
氏名 森岡博文

昭和四十二年四月二十日生

水道法昭和三十一年法律第七十七号の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年二月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠





(株)オアシス

上之町

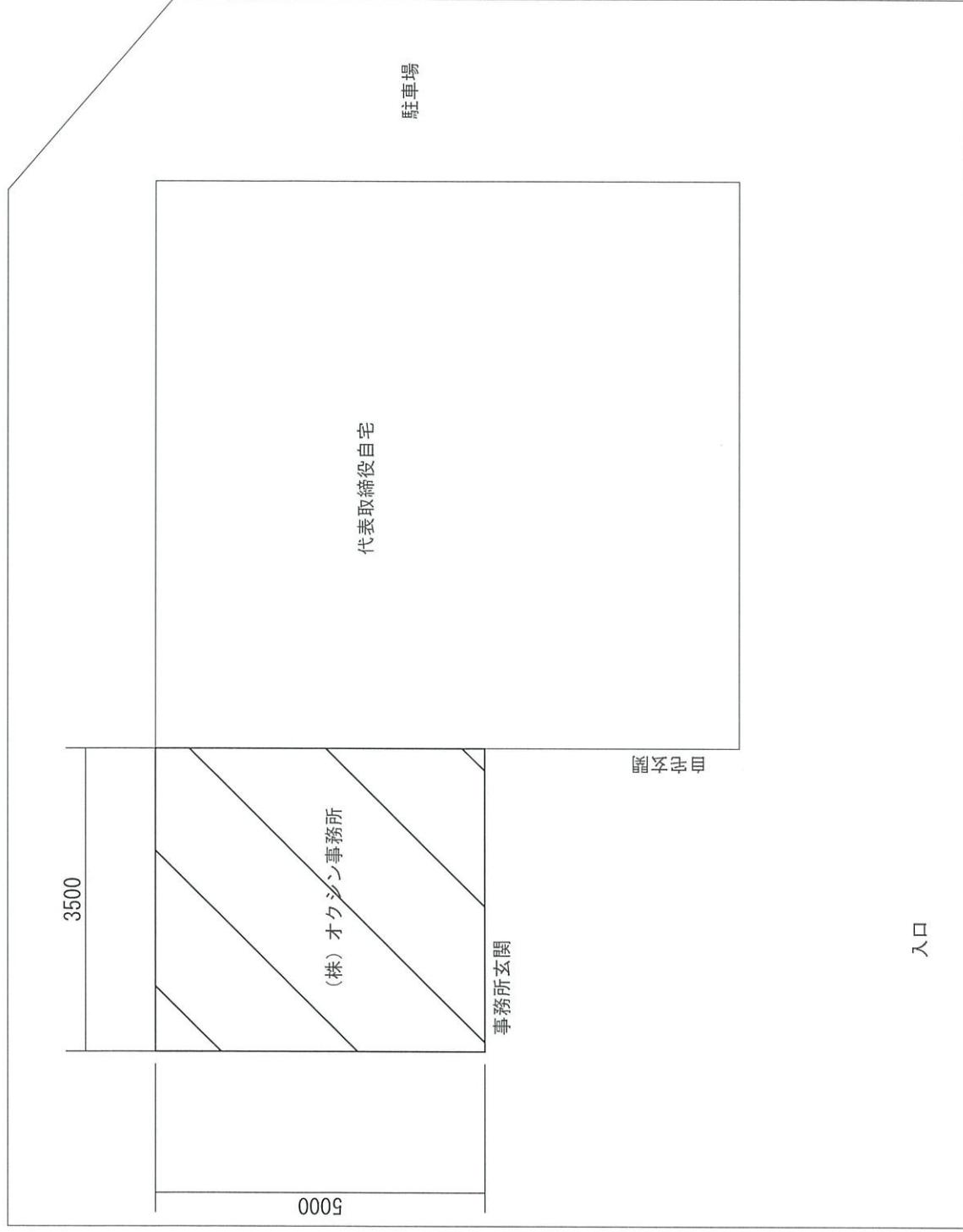
中之町

田園2丁目

岡近隣公園
グラウンド

Aコープ
フル五條

(株) オクシン事務所平面図



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 31 年 3 月 11 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 株式会社オクシン
 住所 637-0093 奈良県五條市田園一丁目19番地の8
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリジマリヤク オクダ イヒロ 代表取締役 奥田信広
 電話番号 0747-24-0090
 FAX番号 0747-22-3020
 メールアドレス okushin@sky.plala.or.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成31年 3月 11日

届出者 株式会社 オクシン

〒637-0093

奈良県五條市田園1丁目19番地の8

代表取締役 奥田 信広

印

選任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

解任

をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社オクシン	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
奥田 信広	第296141号	
森岡 博文	第298165号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二九八一六五号

給装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

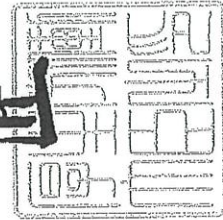
氏名 森岡博文

昭和四十二年四月二十日生

水道法(昭和二十一年法律第七十七号)の
規定により給装置事主任
技術者免状を交付する。

平成三十一年二月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠



第二九六一四一号

給水装置専任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 奥田 信 広

昭和三十七年三月一日生

水道法昭和五十年法律第百七号の
規定により給水装置専任
技術者免状を交付する。

平成三十一年二月二十三日

厚生労働大臣 根本 匠

